

※業務の内容を大きく変更することはありませんが、他の体裁は変更となる場合があります。

小鹿野町の農業の活性化（農業技術の継承）に係る業務仕様書（案）

本業務は、小鹿野町地域おこし協力隊設置規則（平成29年小鹿野町規則第1号。以下「規則」という。）の規定によるほか、本仕様書によるものとする。

1 業務の名称 農業の活性化（農業技術の継承）に係る業務

2 業務の場所 秩父郡小鹿野町地内

3 履行期間 令和8年10月1日～令和9年3月31日

4 事業の目的

本業務は、農業技術の継承による農業技術の伝承と農業者や農業関係団体との協力体制の整備、調整等を行うことにより、小鹿野町全体の農業を活性化することを目的とする。

5 業務の内容

業務内容は、事業の目的を達成するための活動のほか、次の業務を行うものとする。なお、業務の実施に当たっては、町と共通認識の形成に努めるものとする。

（1）農業の活性化に関する活動

- ① 農業技術を習得するための研修（花木又はこんにゃく栽培等）
- ② 町内の農業に関する調査（伝承されるべき農業技術の調査）
- ③ 小鹿野町の農産物の宣伝と販路拡大に関する活動
- ④ 行政機関と農業者の仲介及び農業者と新規担い手の仲介に関する活動

（2）地域振興活動

- ① 地域振興に資する事業との連携や他の隊員との協力体制を築き、相乗効果を図る活動に関すること。
- ② 地域及び行政主催の会議やイベント行事等への積極的に参加。なお、小鹿野町が指定する会議・イベント及び住所を有する地域の行事や活動には必ず出席すること（やむを得ないと町が認めた場合を除く）。
- ③ 小鹿野町が行う地域おこし協力隊の広報活動に関すること。
- ④ 自身の定住、起業等に向けた生業づくりに係る研修や講習会への参加に関すること。
- ⑤ 関係人口の拡大や集客につながる農業事業の発案及び実施に関すること。

- ⑥ 農業者や農業関係団体との協力体制の整備及び連絡調整に関すること
- ⑦ その他地域振興に資すると町長が認める活動。

6 活動報告

(1) 月報及び日報の作成

業務に従事したときは、月報及び日報(様式第2号)を作成し、翌月の5日までに提出するものとする。任期満了となった年度についても同様とする。

(2) 定例報告会への参加

毎月5日ごろ(前月の定例会で日程を決定)に開催の対面による定例報告に参加するものとする。

(3) 業務委託料請求書の提出

月報及び日報の審査後、業務委託料請求書を速やかに町長へ提出するものとする。

(4) 年報の作成

年報(様式第3号)を作成し、当該年度末の翌5日までに町長へ提出するものとする。任期満了となった年度についても同様とする。

(5) その他

委託期間の途中で退任したとき、又は契約解除されたときは、事由発生日から起算して5日以内に月報及び年報を町長へ提出するものとする。

7 その他

(1) 本業務は、個人事業主として活動を行うため、業務中に発生した事故について、原則、町は一切の責任を負わないこととし、労災保険は個人で加入すること。また、委託料は事業所得として申告すること。

(2) 経費で購入した備品については町の帰属とする。任期中は、地域おこし協力隊としての活動において町が承認した目的にのみ使用することが出来る。

(3) 本仕様書に記載のない事項又は解釈等に疑義が生じたときは、受託者と町は誠意をもって協議し対応を決定するものとする。